

平成27年4月 第2版

米トレーサビリティ制度Q & A  
～応用編～

平成27年4月

**農林水産省**

## 米トレーサビリティ制度Q & A ～応用編～ 目次

- (問1) 試験・研究用米穀を生産する試験・研究機関等は、収穫した米穀についてどのような義務が課されますか。
- (問2) 調理実習、料理学校にはどのような義務が課されるのですか。
- (問3) お米を民芸品に加工している場合、加工者、販売者にはどのような義務が課されるのですか。
- (問4) 取引の数量は玄米換算（精米換算）する必要があるのですか。
- (問5) 米トレーサビリティ法において「コンタミネーション（コンタミ）」をどのように取り扱うのですか。
- (問6) スーパーなど一般消費者向けに販売している際に、販売する相手が一般消費者か米穀事業者か区別できない場合はどのようにすればよいのですか。
- (問7) 中間流通業者が対象品目であることを認識していなかった等の理由で、伝票に必要な項目を記載せずに販売し、必要な記録の作成・保存を川下の事業者がしなかった場合、その責は中間流通業者が負うこととなりますか。
- (問8) 外食店等がスーパーで袋詰精米を購入し、当該外食店で料理として提供した場合、レシートには産地が記載されていませんが、購入した際、自ら米穀の産地を記録する必要がありますか。
- (問9) 原料原産地表示が義務付けられていない米加工品について、自主的に産地を記載する場合の注意点はありますか。
- (問10) 食品表示法による表示の義務付け対象になるものについて、事業者間の譲渡の際の米トレーサビリティ法による産地の記録と産地情報の伝達並びに食品表示法による相互間での同一性はどこまで求めるのですか。
- (問11) 「もち」や「だんご」等の小売りをしている店舗において、店内で食べることができる施設を有している場合、そこで一般消費者が食す際には、産地情報の伝達が必要となりますか。
- (問12) 結婚披露宴や大規模なパーティの場合の産地情報伝達はどのようにしたらよいのですか。
- (問13) 災害援助等の際に、弁当やおにぎりを配布する場合には、どのような記録が必要ですか。
- (問14) 旅館、ホテル等の客室において、受け菓子として米菓を置く場合、お茶と一緒にだんごを提供する場合、どのような記録が必要になりますか。
- (問15) 賞味期限が3年を超えるものは5年間の保存としているが、その原料米穀の購入記録も納入元の販売記録も保存期間は3年であり、5年間保存する意味がないのではないですか。
- (問16) 「米こうじ」を原料に用いた指定米穀等における「米こうじ」の原料米の産地の表記の仕方はどうするのですか。

(問17) 罰金が50万円では、十分な抑止力とはならないのではないか。

本書においては、以下の略称を使用しております。

米トレーサビリティ法：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号）

政令：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令」（平成21年政令第261号）

記録省令：「米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令」（平成21年財務省令・農林水産省令第1号）

伝達命令：「米穀等の産地情報の伝達に関する命令」（平成21年内閣府令・財務省令・農林水産省令第1号）

告示：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第1条第1号の農林水産大臣が定める方法及び基準を定める件」（平成21年農林水産省告示第1551号）

勧告及び公表の指針：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第8条第1項の一般消費者に対する産地情報の伝達義務違反に係る第9条の勧告及び公表の指針について」（平成27年4月1日 農林水産省）

食品表示法（平成25年年法律第70号）

食糧法：「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）

景品表示法：「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年法律134号）

(問 1) 試験・研究用米穀を生産する試験・研究機関等は、収穫した米穀についてどのような義務が課されますか。

(答)

- 1 試験・研究用として生産した米穀が米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に関し使用されず事業に該当しない場合には、米トレーサビリティ法上の義務は発生しません。
- 2 また、仮に商品として小売店等に販売する場合でも、反復継続した取引でないなど事業として行われていない場合には米穀事業者には該当しないため、同法第3条の販売記録の作成・保存(同法第6条)、同法第4条の産地情報の伝達は必要ありません。
- 3 一方、試験・研究機関等が、一般消費者に直接販売する場合には、その販売が事業であるか否かに関わらず、販売した内容についての記録の作成、保存は必要ありませんが、当該販売が事業である場合には同法第8条の産地情報の伝達が必要です(当該販売が感謝デーのみ販売が行われるなど、事業として行われていない場合には産地情報の伝達は必要ありません。)

(問 2) 調理実習、料理教室にはどのような義務が課されるのですか。

(答)

- 1 調理実習、料理教室が事業として行われている場合には米穀事業者には該当するため、購入した米穀等について米トレーサビリティ法第3条の記録の作成・保存(同法第6条)が必要ですが、実習で調理した料理を生徒が食べる際には産地情報の伝達は必要ありません。
- 2 なお、公民館行事などで調理実習、料理教室を行った場合など事業として行われていない場合には、購入した米穀等について記録の作成・保存は必要ありません。

(問3) お米を民芸品に加工している場合、加工者、販売者にはどのような義務が課されるのですか。

(答)

お米を民芸品に加工するために仕入れた場合、米トレーサビリティ法第3条の取引等の記録の作成・保存(同法第6条)が必要です。加工後、民芸品として販売する場合には「指定米穀等」に該当しないため、取引等の記録の作成・保存、産地情報の伝達は必要ありません。

(問4) 取引の数量は玄米換算(精米換算)する必要があるのですか。

(答)

- 1 記録省令第2条に基づく記録のうち、数量については通常取引する単位で構わないため、玄米換算(精米換算)する必要はありません。
- 2 なお、「もみ」をもみすりして玄米にした場合の歩留り比率、玄米をとう精して精米にした場合の歩留り比率についての記録は、内部トレーサビリティとして、入荷と出荷の相互の関係を明らかにするためにも残しておくことが望ましいと考えています。

(問5) 米トレーサビリティ法において「コンタミネーション(コンタミ)」をどのように取り扱うのですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法においては、取引等の際には記録の作成をしていただくこととしており、米穀等の生産、加工、製造、又は流通時に他の米穀等が混じる、いわゆる「コンタミ」の発生に対する許容水準等は規定していません。
- 2 実際の製造ラインでは原料の切り替えがいつの時点で始まったのか正確に把握することが困難なケースその他の多様なケースがあると見込まれます。  
そので、個々のケースに応じて内部トレーサビリティを確保し、産地情報の伝達を行うため、各業界毎にガイドラインを定めることとしております。  
※ 具体的なガイドラインの作成手続きについては追ってお示します。

- 3 なお、「産地」の記録は産地が国内のものにあつては国内産であることを記録すればよいこととなりますので、仮に、国内産のもの同士が混じつたとしても「国内産」という記録でかまいません。
- 4 一方、異なる国の産地のもの同士が混じつた場合には、原材料に占める重量の割合の多い国から順に国名を記録する必要がありますので、原料米の管理や原料米切り替え時の機器の清掃には十分留意し、「コンタミ」防止に努めていただきたいと思います。

(問6) スーパーなど一般消費者向けに販売している際に、販売する相手が一般消費者か米穀事業者か区別できない場合はどのようにすればよいのですか。

(答)

一般消費者を相手に小売業を営んでいる店頭で事業者が来店して米穀等を購入した場合であっても、一般消費者として扱うことが適当である以上、米トレーサビリティ法に基づく取引等の記録の作成・保存は必要ありません。

(問7) 中間流通業者が対象品目であることを認識していなかった等の理由で、伝票に必要な項目を記載せずに販売し、必要な記録の作成・保存を川下の事業者がしなかった場合、その責は中間流通業者が負うこととなりますか。

(答)

- 1 入荷記録として記録省令第2条に定める必要な項目のいくつかが記載されていない伝票等を受け取った川下の事業者については、聞き取りや目視により確認し、必要な項目について記録する必要があります。
- 2 よって、川下の事業者が記録の作成・保存をしなかった責を中間流通業者が負う必要はありません。

(問8) 外食店等がスーパーで袋詰精米を購入し、当該外食店等で料理として提供した場合、レシートには産地が記載されていませんが、購入した際、自ら米穀の産地を記録する必要がありますか。

(答)

スーパーで袋詰め精米を購入した場合であっても、当該米穀を事業として使用する場合は、入荷の記録・保存が必要です。その際、レシートに産地が記載されていなければ、米トレーサビリティ法第3条の記録事項の一つである産地（記録省令第2条第2号）の記録漏れとなるため、例えば、レシートに手書きで産地を追加するなど、何らかの形で産地を記録しておく必要があります。

(問9) 原料原産地表示が義務付けられていない米加工品について、自主的に産地を記載する場合の注意点はありますか。

(答)

指定米穀等を加工して指定米穀等以外の製品を出荷する際に、原料に用いた米穀の産地を任意で記載する場合には、食品表示法、景品表示法、不正競争防止法（平成5年法律第47号）など他の法令に違反することがないように留意が必要です。

(問10) 食品表示法による表示の義務付け対象になるものについて、事業者間の譲渡の際の米トレーサビリティ法による産地の記録と産地情報の伝達並びに食品表示法による相互間での同一性はどこまで求めるのですか。

(答)

- 1 一般消費者に対する産地情報の伝達については、米トレーサビリティ法第8条第1項の規定により、食品表示法の規定により当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合（現時点では、玄米及び精米、もちの一部のみ）を除き、同法第8条の産地情報の伝達を行うこととなります。
- 2 一方、米穀事業者間の取引等に重複して適用される生鮮食品等の場合、基本的に業者間取引を含め食品表示法による表示がされていれば、同法4条の産地情報の伝

達の義務は果たされたこととなります。

(問11) 「もち」や「だんご」等の小売りをしている店舗において、店内で食べることができる施設を有している場合、そこで一般消費者が食す際には、産地情報の伝達が必要となりますか。

(答)

伝達命令第5条に基づき、「もち」や「だんご」等の小売りをを行っている店舗において、それらを「販売」する場合には米トレーサビリティ法第8条の産地情報の伝達が必要ですが、イートインスペースにおいてだんごを「提供」する場合には、産地情報の伝達は不要となります。

(参考)「提供」とは飲食店などでサービスとして料理等を利用者に提供する形式、「販売」とは「提供」に当たらない有償での譲渡を指しています。

(問12) 結婚披露宴や大規模なパーティの場合の産地情報伝達はどのようにしたらよいのですか。

(答)

結婚披露宴やパーティ等で米飯類を提供する場合の米穀事業者には、①契約し代金を支払う者、②実際に食事をする者のいずれかに対し、米トレーサビリティ法第8条の産地情報の伝達を行う必要があります。

なお、他の外食店での指定米穀等の提供と同様、清酒など米飯類以外の指定米穀の産地情報の伝達は必要ありません。

(問13) 災害援助等の際に、弁当やおにぎりを配布する場合には、どのような記録が必要ですか。

(答)

災害時の援助の一環として、弁当やおにぎりを配布することは、緊急を要する人道的行為であり、事業として実施しているものとは考えられないことから、米トレーサビリティ法に基づく取引等の記録の作成・保存は必要ありません。

(問14) 旅館、ホテル等の客室において、受け菓子として米菓を置く場合、お茶と一緒にだんごを提供する場合、どのような記録が必要になりますか。

(答)

受け菓子として米菓を置く場合、お茶と一緒にだんごを提供する場合には、米トレーサビリティ法に基づく出荷の記録の作成・保存の必要はありません。

また、米飯類の提供に該当しないため、同法第8条の産地情報の伝達は必要ありません。

(参考)「提供」とは飲食店などでサービスとして料理等を利用者に提供する形式、「販売」とは「提供」に当たらない有償での譲渡を指しています。

(問15) 賞味期限が3年を超えるものは5年間の保存としているが、その原料米穀の購入記録も納入元の販売記録も保存期間は3年であり、5年間保存する意味がないのではないですか。

(答)

- 1 賞味期限が残っているうちは消費されずに一般消費者の手元に保存されている可能性があるため、当該食品に問題が生じ、商品回収等の必要が生じた場合に適切な対応が取れるよう、賞味期限プラス $\alpha$ の期間の記録の保存を義務付けることとしています。しかしながら、取引時点での残存賞味期限を証明する手だてがないこと、記録の保存期間が細かく多くに分かれることとなれば、事務が繁雑になることから、賞味期限が3年を超えるもの(災害用の $\alpha$ 化米、缶詰など)を一律5年としたものがあります。(米トレーサビリティ法第6条、記録省令第7条)
- 2 原料に用いた米穀の取引記録である3年間を経過した後は、原料米穀に遡っての原因究明等は不能になりますが、問題が発覚した商品と同じリスクを有する商品の回収は可能であり、消費者保護の観点からも取引等の記録については5年間保存する必要があると考えています。

(問16) 「米こうじ」を原料に用いた指定米穀等における「米こうじ」の原料米の産地の表記の仕方はどうするのですか。

(答)

1 米トレーサビリティ法第2条第4項において「産地」とは、指定米穀等が飲食料品である場合にあっては、当該飲食料品の原材料である米穀の産地をいうとされているところであり、「米こうじ」の「産地」は、米こうじそのものの原産地（加工地）ではなく、「米こうじ」の原料である米穀の「産地」を指すこととなっています。

2 具体的なケース毎の表記方法とその考え方については、以下のとおりとします。

① 国内において製造された「米こうじ」で、国産の米を原料としている場合：

「米こうじ（国産米）」と表記。

なお、「米」及び「米こうじ」に使用している原料米がすべて国産米の場合、一括表示欄の枠外（原材料名が記載されている箇所以外の箇所）において「国産米100%使用」等と表記することも可能です（米トレーサビリティ法上、産地情報の伝達の対象とならない米由来原料も使用している場合には、それらについても国産米を使用していることが必要となります。）。

※ 記録省令第2条第3項第5号において、指定米穀等にあっては、記録された産地が当該指定米穀等の原材料である米穀の産地である旨が分かるように記録することとされていることから、この場合、「米こうじ（国産）」という表記では、原料米が国産であるのか、米こうじが国内で製造されたものであるのかの区別がつかないため、原料米の産地の表記としては認められない。（以下、②、④、⑥において同じ。）

② 国内で製造した「米こうじ」で、ベトナム産の米を原料としている場合：

「米こうじ（ベトナム産米）」と表記。

③ 国内で製造した「米こうじ」で、中国から輸入した米（産地不明）を原料としている場合：

「米こうじ（原料米は中国から輸入）」等と表記。又は一括表示欄の枠外（原材料名が記載されている箇所以外の箇所）において「米こうじの原料には、中国から輸入した米を使用」と表記。

※ 記録省令第2条第3項第6号において、伝達命令第1条第1項第1号に掲げる指定米穀等にあっては、記録された産地が当該指定米穀等の原産地である旨が分かるように記録することとされていることから、この場合、「米こうじ（国産）」という表

記では、原料米が国産であるのか、米こうじが国内で製造されたものであるのかの区別がつかないため、原料米の産地の表記としては認められない。

- ④ タイで製造した「米こうじ」で、ベトナム産の米を原料としている場合：

「米こうじ（ベトナム産米）」と表記。この場合、ベトナム産の米であることが把握されているため、「米こうじ（タイ産）」という表記は認められない。

- ⑤ タイから輸入（製造国不明）した「米こうじ」で、原料に用いた米の産地がわからない場合：

「米こうじ（タイから輸入）」と表記。又は一括表示欄の枠外（原材料名が記載されている箇所以外の箇所）において「タイから輸入した米こうじを使用」と表記。

※ 記録省令第2条第3項第7号において、伝達命令第1条第1項第2号に掲げる指定米穀等にあつては、記録された産地がその原材料である同号に規定する特定輸入指定米穀等の原産地である旨が分かるように記録することとされていることから、この場合、「米こうじ（タイ産）」という表記では、原料米がタイ産であるのか、米こうじがタイで製造されたものであるのかの区別がつかないため、原料米の産地の表記としては認められない。

- ⑥ どこで製造したかわからない「米こうじ」（原料米の産地不明）を、原材料に用いた指定米穀等を輸入した場合：

指定米穀等の産地として、輸入された指定米穀等の輸入国を表記。

※ 米トレーサビリティ法第2条第4項及び伝達命令第1条第1項第1号により、飲食料品として輸入される指定米穀等であつてその原材料である米穀の産地が明らかでないものについては、当該指定米穀等の原産地を米穀の産地とすることとされている。

（問17） 罰金が50万円では、十分な抑止力とはならないのではないですか。

（答）

- 1 罰金の適用は司法の判断に委ねられます。
- 2 違反者が法人の場合には、米トレーサビリティ法第13条の法人重科の規定があるため、行為者のほか、法人等に対しても同様に罰金が科されることがあります。

- 3 別途公表している勧告公表の指針に従い、公表することが妥当であると判断された場合には、公表後に取引関係にある事業者からの取引停止など大きな経済的損失が生じると見込まれるため、各米穀事業者にとっては50万円という罰金と合わせて、大きな抑止効果があるものと見込まれています。

以 上